

防府市若者自立支援ネットワーク会議設置要綱

平成19年5月1日制定

(設置の目的)

第1条 学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者（以下「若者無業者」という。）の職業的自立を支援する全市的な体制づくりを進めることを目的として、防府市若者自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、若年無業者の職業的自立を支援する全市的なネットワーク形成を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 分野の専門支援機関等の連携による全市的な若者自立支援体制の構築に関すること。

(2) サポートステーションと各支援機関の積極的な交流の促進及びサポートステーション事業の円滑な推進の支援に関すること。

(3) サポートステーション事業の成果の市内全域への普及・促進に関すること。

(4) 若者無業者の職業的自立支援に向けた新たな施策の検討に関すること。

(5) 若者無業者の職業的自立を支援する全市的な体制づくりに必要な事項(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員長及び構成委員をもって組織する。

2 委員長は、防府市産業振興部次長をもって充てる。

3 構成委員は、別表に掲げる機関・団体の長がそれぞれの所属の中から指名する者をもって充てる。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任の者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、ネットワーク会議を総括し、代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、委員長が招集する。なお、第3条で定める委員が協議会に出席できないときは、委員があらかじめ指名した代理者を出席させることができるものとする。

2 ネットワーク会議の議長は、委員長をもって充てる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、産業振興部商工振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年12月4日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表

関係機関 (市関係)	・生活支援課 ・障害福祉課 ・こども相談支援課 ・健康増進課 ・教育委員会学校教育課 ・教育委員会生涯学習課 ・商工振興課
(その他)	・山口県労働政策課 ・防府公共職業安定所 ・山口しごとセンター ・山口県精神保健福祉センター ・山口県山口健康福祉センター 防府保健部 ・防府市社会福祉協議会 ・防府商工会議所 ・防府市市民活動支援センター ・ほうふ若者サポートステーション事業受託者